

# 【第3次地域づくり計画】（実施要領）

## 目次

I	はじめに	2
	1 第3次地域づくり計画について	
	2 どんな効果が期待できるか	
II	制度の概要	3
	1 提案の種類	
	2 対象とする団体	
	3 提案事業の要件	
	4 募集期間	
	5 申請方法	
	6 事業費	
	7 事業の実施期間	
III	事前相談・協議	5
	1 事前相談	
	2 事前協議	
IV	審査選考	6
	1 審査選考の基本的な考え方	
	2 審査選考方法	
V	評価	6
VI	基本的スケジュール	6

## I はじめに

### 1. 第3次地域づくり計画について

第3次地域づくり計画は、地域が掲げた課題に対し、区・自治会などがその解決策を提案し、行政との協議を経た後に、行政がそのまちづくり活動の経費の一部を支援するものです。

これからの地域社会を持続可能なものにするためには、市民と行政がともに歩む仕組みをつくることが重要です。

第3次地域づくり計画は、71の区・自治会それぞれが、市民一人ひとりが主体となって考えた事業計画を提案し、市民だけ行政だけでは解決できない問題や、目標の達成が困難な事業に対し、協働の手法を用いて行政と共に取り組むことで、“地域の支え合う力”を強化することを目指しています。

### 2. どんな効果が期待できるのか

- (1) 事前の協議や採択決定後の具体的な実施に向けた準備期間を設けることで、お互いの信頼関係が深まるとともに、意識改革（協働意識の高揚等）が図られます。
- (2) 事前・事中・事後における徹底した協議や評価（検証）といった流れの定着を図り、繰り返すことで固定観念にとらわれない新たな発見につながるとともに、事業の拡充・発展につながります。（新たな公共サービスの提供や既存サービスの質的向上）
- (3) 市民の自発的な企画と積極的行動機会の創出により、市民による活動を原動力とする市民主体の活気あふれるまちづくりの実現性が高まります。
- (4) 住民同士の連携が更に深まり、まちづくりを一層進めるきっかけとなります。

## II 制度の概要

☆本制度は令和6年度～令和8年度の3か年を実施期間とします。

実施期間は変更する場合（延長・廃止など）があります。

事業の性質に照らして必要と認められた場合、当年度実施も可とします。（予算内に限る）

### 1. 提案の種類

行政または地域住民が抱える地域課題解決型事業（ソフト事業）

<補足>

①地域内で抱えている課題の解決に向けたアイデア・ノウハウ等を募ります。

②課題に対し、地域住民が互いに話し合うプロセスを大切にしながら取り組みます。

※ハード事業等は地域要望書として区・自治会をとおして市に提出してもらいます。

※役割分担と責任の所在を明確化するため、また採用された場合の実効性を考慮し、原則として「1団体1提案」とします。

行政又は地域住民がテーマとして掲げた地域課題の例
自区の循環バス、デマンド型乗合タクシー再編事業（路線、停留所箇所等）
高齢者を見守る体制及び支援の強化（ゴミ捨て、雪かき、買い物、草刈り等）
高齢者の交通安全事業（地域ぐるみでの啓蒙活動、安全講習）
地域特性に配慮した住民主導型土砂災害警戒避難体制づくり
伝統芸能の次世代伝承（地域の民話・民謡・伝統芸能等の伝承方法）
危険（破損・落下等）広告物点検ツアー
地元住民座談会によるニーズ把握事業
休耕地の活用
花壇整備
児童によるゴミ出し協力

### 2. 対象とする団体

市内71区・自治会

※事業内容によっては、複数の区・自治会でも可とします。

### 3. 提案事業の要件

次に掲げる要件をすべて満たす事業が対象となります。

- (1) 提案した内容が計画期間内に実施可能かつ、市内で行われる事業であること。
- (2) 公益的・社会貢献的な事業であって、区・自治会と行政が協働して取り組むことで社会的課題または地域課題の解決、若しくは福祉の向上等が図られる事業
- (3) 区・自治会と行政の役割分担が明確かつ妥当であって、協働して取り組むことで相乗効果が高まると期待できる事業
- (4) 予算（事業費）の積算等が適正である事業
- (5) ハード事業については各事業担当課への「地域要望」で対応します。

※上記要件を全て備えていない他、次に該当する事業も応募することができません。

- ・営利を主たる目的とするもの
- ・選挙活動に関わるもの
- ・施設等の建設や整備等を目的とするもの
- ・法令や条例等に反するもの
- ・その他公序良俗に反するもの

### 4. 募集期間

募集は年1回とし、期間についてはホームページ等で公表します。

### 5. 申請方法

- (1) 提出書類
  - ① 「第3次地域づくり計画 企画提案書」(様式第1号)
  - ② 「収支予算計画書」(様式第2号)
  - ③ 「実施スケジュール表」(様式第3号)
  - ④ 「区・自治会規約」
  - ⑤ 「区・自治会の活動状況資料(予算書、前年度決算書等)」
  - ⑥ 「その他市長が必要と認める資料」

- (2) 提出部数 上記書類をいずれも2部ずつ提出して下さい。
- (3) 提出先 千曲市役所 「市民生活課」

### 6. 事業費

事業費に対する考え方は次のとおりとします。

- (1) 負担金の限度額は年度あたり20万円、補助率は10分の10とします。
- (2) 対象とする事業費は、事業の実施に直接必要な経費とします。
- (3) 市が負担する経費は、役割分担に基づき算出した経費で、予算の範囲内とします。

## 7. 事業の実施期間

事業の実施期間は、原則として予算が確定し、協定書等の締結後から同年度の3月31日までとします。但し3年を限度として継続することができます。

### <補足>

※3年を限度として継続する場合は、中間報告書(様式第10号)により、取り組み内容等を検証し、次年度以降の効果が高められるよう必要に応じ協議の場を設定します。

※前年度と同一内容の計画は認められません。

※提案した当年度における事業実施が可能で、緊急性や重要性が特に高いと判断される事業については、当年度の事業実施も可とします。

## Ⅲ 事前相談・協議

### 1. 事前相談

募集開始以前から提出書類を提出するまでの間、提案内容や書類の書き方等の相談については、「[市民生活課](#)」が担当します。(必要に応じ関係課等との調整も行います)

### 2. 事前協議

提出書類の提出後、事業担当課を決定し、一定期間、区・自治会と事業担当課において提案された内容の確認、役割分担、事業費、事業形態等必要事項を十分協議したうえでその実現性を高めます。なお、協議にあたっては、協働の基本原則を順守しながら進めます。

### <補足>

※協議にあたっては、提案内容や関係書類の修正等も行います。

なお、協議には必要に応じて「[市民生活課](#)」も加わります。

(事業担当課は、「意見書」(様式第4号)を作成します)

※事業(協働)形態としては、主に委託、共催、後援、事業協力、実行委員会、補助等を想定します。事業の目的や実施方法等によっては、どの形で協働するのが適切か提案内容によって選択します。

## IV 審査選考

### 1. 審査選考の基本的な考え方

第3次地域づくり計画の応募対象は、日頃から地域住民等の活動に関する連絡調整を図り、行政への協力をおとして、市政への民意の反映に努めている区・自治会であることから、審査のハードルを高くしないよう、審査員による書類審査及び意見交換の中で実施の可否を決定します。

### 2. 審査選考方法

提案された事業に対する審査選考は、次のとおりとします。

- (1) 市民生活課長、総合政策課長、事業担当課担当者等による意見交換会

## V 評価

事業効果やその透明性を高めるため、次に掲げたとおり評価を実施します。

- (1) 自己評価  
区・自治会と事業担当課において、別に定める評価視点に基づき評価を行います。
- (2) 成果報告会による事業評価  
区・自治会と事業担当課が取り組んだ事業について、公開で成果を発表します。
- (3) 中間評価  
3年を限度として提案事業を継続する場合、毎年中間評価を行い、次年度以降の効果が高められるよう努めます。

## VI 基本的スケジュール

それぞれの時期は、予定であり、多少前後することがあります。

